

図書館と著作権と資料の複写

(その9)

今回から楽譜の複写について考えていきたいと思います。

まず、国公私立大学図書館協力委員会/大学図書館著作権等委員会で作成している「大学図書館における著作権問題Q&A(第8版)2012.3.23」では、楽譜の複写について、下記のような3つの異なる回答を示していますので、ご紹介し
ます。

A1：音楽の著作物など芸術性の高い著作物を、法31条1項1号に基づいて複製する場合には、半分以下の複製となるため、法20条の同一性保持権を侵害するという解釈も一部にはありますが、そもそも、法31条1項1号で複製できる範囲を「著作物の一部分」としているのは、著作権者の権利を不当に害しないためであり、また、法31条1項1号に基づく複製物は、利用者の個人的な調査研究を目的に、利用者の手許でのみ使用され、複製した半分以下の状態で広く流通するものと考えられます。

<省略>法20条2項4号の「やむを得ない場合」と認められるものと考えられます。

A2：芸術性の高い著作物を法31条1項1号で複製した場合、著作物が半分以下の状態で切除されるため同一性保持権が侵害されるという解釈がありますが、<省略>

一般的な活字と同様に考えても問題はないものと思われ
ます。
A3：法31条1項1号に基づき複写できる範囲は1曲の半分以下となりますが、法20条の同一性保持の問題があるため、実際には曲の半分以下でも複写することはできないでしょう。

ここで、「著作権20条 同一性保持権」という条項の確認をする必要がありますので、以下転載します。

著作権法20条(同一性保持権)

1 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

<1> 第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項又は第34条第1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

<2>～<3>省略-----

<4> 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

このように、楽譜の複写については回答が複数あり、その判断基準が明確にはなっていません。回答A1,A2では複写しても良いことになり、A3の回答では、複写することはできないこととなります。

※ 「大学図書館における著作権問題Q & A(第8版)

2012.3.23」の全文は下記URLでご覧ください。

<http://www.janul.jp/j/documents/index.html>

1曲の半分以下の複写がその曲を「改変することである」、という考え方にたち、「複写が認められない」、ということになってしまうと、音楽大学の学生は困ってしまいますね。

とは言え、図書館資料である限り、著作権法第31条により楽譜であっても複写は半分まで、とされています。また、図書館資料の複写は調査研究目的に限られていますので、実際の演奏には、図書館の楽譜を複写したものを使用することはできません。

一方、楽譜出版社側でも楽譜のコピーについてはいろいろ困っています。

最近の動きでは、「楽譜コピー驚きの実態」として、2010年7月から8月にかけて実施した「楽譜の利用状況とコピーに関する消費者調査」が「一般社団法人 日本楽譜出版協会」のホームページに掲載されました。

http://www.j-gakufu.com/html/main_fset.html

<http://www.j-gakufu.com/html/fact.pdf>

「楽譜コピー問題協議会(CARS)」のホームページでは、下記のように紹介されています。

CARS(カーズ)とは「発行された楽譜の無断コピーを防ぐため、2004年9月9日、音楽作家団体、日本楽譜出版協会、JASRACが連携して、継続的な啓発活動の具体策を検討する「楽譜コピー問題協議会」(CARS/カーズ：代表幹事・小森昭宏 日本童謡協会 理事)が発足しました。皆さまには、このCARSのホームページをご覧ください、楽譜のコピーについてご理解を深めていただくことを願っています。」

このサイトの「楽譜・歌詞に関するQ&A」では具体的な問題に関する説明を紹介しています。まずは、一度、ホームページをご覧ください。

<http://www.cars-music-copyright.jp/index.html>

図書館では、上記2団体の各種パンフレットを入手し、館内(2階カウンター前)で配布しています。こちらも一度手に取ってみてください。

配布資料一覧：

- ・知っていますか?楽譜ができるまで(日本楽譜出版協会)
 - ・音楽と楽譜と森のなかまたち
 - ・楽譜の無断コピーが音楽の未来にピンチをまねいています：こんなときコピーができますか?楽譜のコピー Q&A
 - ・対談 楽譜コピーについてこう考える 楽譜の無断コピーが音楽の未来にピンチをまねいています(以上、楽譜コピー問題協議会：CARS(カーズ))
- <http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/yoko.pdf>

(mj)